

平成23年

春の全国交通安全運動実施要綱

実施期間 5月11日（水）から5月20日（金）までの10日間
【交通事故死ゼロを目指す日 5月20日（金）】

目的 この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

- 運動の重点
- 1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



統一主要行事

| 行事名 | 実施日 | 内容 |
|------------------|----------|---|
| 初日街頭指導・広報の日 | 5月11日（水） | 本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。 |
| 子どもと高齢者の交通安全推進の日 | 5月16日（月） | 学校、幼稚園等で行う参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催や、一般ドライバーに対して子どもと高齢者の保護を呼び掛ける広報活動を展開する。 |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | 5月20日（金） | 全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」の運動に併せ、全ての座席におけるシートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用についての広報、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶等の交通事故防止対策を推進する。 |

静岡県交通安全対策協議会

《運動の基本》子どもと高齢者の交通事故防止

新入学児童等を中心とした子ども達を交通事故から守るとともに、増加する高齢者の交通事故を抑止するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

- ア 街頭での幼児・児童や高齢の歩行者、高齢者が運転する自転車等に対し、それぞれの特性に応じた交通安全指導の実施
- イ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の様式変更の広報啓発と高齢運転者への思いやり・いたわり運転の徹底
- ウ 通園・通学路、高齢者施設、公園付近等における交通安全点検の実施
- エ 高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
- オ 高齢者保護のための「思いやり パッシング運動」の推進
- カ 夜間外出時の明るい色の服装や反射材用品の活用啓発活動の実施

《運動の重点》

1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

(1) 各機関・団体共通

- ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と、街頭指導による自転車の交通ルール遵守の徹底
 - イ LEDライトや反射材等を備えた安全性の高い自転車の利用促進と定期的な点検励行の呼びかけ
 - ウ 自転車利用中の加害事故や受傷事故の発生に備えた各種保険への加入に向けた活動の推進
- #### (2) 保育園、幼稚園、小学校等関係
- 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用指導の徹底と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

各機関・団体共通

- (1) 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシート使用の徹底（オールシートセーフティ作戦の推進）
- (2) シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和着用効果に関する啓発活動の推進
- (3) チャイルドシートの正しい取付け使用方法講習会の実施

3 飲酒運転の根絶

(1) 各機関・団体共通

- ア 飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を許さない環境づくりの促進
 - イ 継続的な「飲酒運転の根絶」の広報・啓発の実施
 - ウ アルコールチェッカー等を活用した指導、啓発の実施
- #### (2) 企業・飲食店関係
- ア ポスター等各種広報媒体を活用した、飲酒運転をさせない環境づくりの促進
 - イ 運転者への酒類提供禁止の徹底

4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施